



経済・府政記者クラブ同時資料配付

京都労働局発表
令和8年8月24日

担	労働基準部 賃金室
	室 長 小見 伸雄
当	賃金指導官 西川 竜行
	電話 075-241-3215

京都府最低賃金が時間額1,180円（58円引上げ）へ

～京都府最低賃金審議会が答申～

京都府最低賃金審議会（会長 岩永 昌晃）は、本年7月2日（木）に京都労働局長（伊勢久忠）から「京都府最低賃金の改正決定」の諮問を受け、京都府最低賃金専門部会を設置して調査審議を重ね、8月20日（木）、結論を取りまとめ、京都労働局長に対し「時間額1,180円」とする旨の答申を行った。

今後は、この答申の内容について、下記の手続きを経て、京都府最低賃金が改正されることになる。

改正額の効力発生日は、令和8年11月16日の予定である。

1 今後の手続

- （1） 答申に対する異議申出手続に関する公示を8月20日に実施（公示期間は8月20日から9月4日まで）
- （2） 答申に対する異議申出があった場合の異議の取扱い審議の実施
- （3） 異議の取扱い審議を経て、改定額の決定
- （4） 改正決定の効力発生日は令和8年11月16日の予定

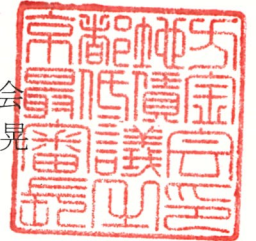
2 参考資料

- （1） 答申文写し
- （2） 京都府最低賃金の推移
- （3） 地域別最低賃金額の改正決定の手順

京 賃 審 発 第 12 号
令和 8 年 8 月 20 日

京 都 労 働 局 長
伊 勢 久 忠 殿

京都地方最低賃金審議会
会長 岩永 昌晃



令和 8 年度京都府最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和 8 年 7 月 2 日付け京労発基 0702 第 4 号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙の結論に達したので答申する。

なお、今回の報告に当たっては、材料費、エネルギー費などの高騰を背景として、労働者の生活状況及び中小企業・小規模事業者を取り巻く経営環境が悪化している現状を踏まえ、以下のことを要望する。さらに、本要望については、実施の可否やその時期等について、適時適切なフィードバックを行うことを強く求める。

1 物価高騰の影響を強く受ける労働者への生活支援

現在、最低賃金近傍で働く労働者は急激な物価高騰の影響を大きく受け、生活に大きな負担を抱えている。こうした問題への対応については、企業負担による最低賃金の引上げだけで解決を図るのではなく、物価高騰そのものを抑制するとともに、生活者の負担軽減に向けた政策を総合的に講じることが重要である。国・地方自治体等において、物価の安定と生活者の負担軽減に資する対策を主体的かつ積極的に講じるよう、強く要望する。

2 中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境の整備

中小企業・小規模事業者は多くの部品や資材の供給を担うなど、サプライチェーンを構成する上で不可欠な存在であり、我が国経済の基盤を支える重要な役割を果たしている。政府が掲げる「成長型経済の実現」を持続的なものとするためには、こうした中小企業・小規模事業者が倒産や廃業に至ることなく、事業を継続しながら持続的に賃金を引き上げられる環境を整備することが重要である。

こうした環境を実現するため、生産性向上や人材育成への支援、価格転嫁対策の一層の徹底に加え、業務改善助成金等の各種支援制度の要件緩和・拡

充、賃上げ促進税制等の税制措置の充実、社会保険料の事業主負担分の免除・軽減等公的負担の軽減など、中小企業・小規模事業者の負担を軽減し、賃上げの原資確保につながる実効性のある支援策を総合的に講じるとともに、賃上げを直接的に支援する新たな支援制度の創設等を実施するよう、政府に対し強く要望する。

3 「年収の壁」による就労調整が起こらない制度への改正

多くの企業が慢性的な人手不足に直面する中、「年収の壁」により、最低賃金の大幅な引上げが就労調整につながっていることは大きな課題である。

企業においては、年末の繁忙期など重要な時期に人手不足が生じる一方、労働者においても、働く意思や能力があるにもかかわらず、収入が一定額を超えないよう就労時間を抑制する事態が生じている。

所得税法上の扶養に関する所得要件については、既に行われた改正の効果を検証するとともに、社会保険制度における扶養及び第3号被保険者に関する所得要件についても、人口構成や社会環境の変化を踏まえて見直し、最低賃金の引上げが就労調整につながることをないように、制度全体を抜本的に再構築することを強く要望する。

4 最低賃金の発効日

昨今の最低賃金の大幅な引上げに伴い、その発効時期について、労使双方の見解に相違が生じている。使用者代表委員からは、年末の就労調整への対応に加え、最低賃金の引上げが相当数の一般労働者（京都では11.5%）の給与改定にも波及するため給与改定・システム変更等の事務処理が企業に負担をもたらすこと、さらに、資材価格等の大幅な高騰が続く中、賃金支払原資を確保するための資金調達にも時間を要することなどから、昨年同様、発効時期を一定程度先送りすべきとの意見が出された。

一方、労働者代表委員からは、最低賃金は労働者の生存権に関わる重要な問題であり、できる限り早期に発効すべきとの主張があった。

最低賃金の発効時期をめぐるこれらの課題は、全国の企業・労働者に共通するものであることから、最低賃金の引上げ額が大幅となる場合には、企業の賃金改定、就業調整、資金繰り等への影響を考慮し、発効までに一定の準備期間を確保することを基本とするなど、中央最低賃金審議会において一定の考え方を示すよう要望する。

5 審議会運営

昨年度の最低賃金審議においては、政府が「経済財政運営と改革の基本方針2025」において、中央最低賃金審議会の目安を超えて最低賃金を引き上げた都道府県について、中小企業・小規模事業者に対する補助金等による重点

的な支援、また大胆な後押しを行う方針を示したことを踏まえ、多くの地方最低賃金審議会において議論がされ、京都についても同様であった。

しかしながら、昨年度に示された支援策について、その後の実施状況や効果について十分な検証が行われておらず、本年度の中央最低賃金審議会が発出した文書においても、その検証結果が示されていなかった。

中央最低賃金審議会においては、最低賃金の引上げに伴う中小企業・小規模事業者への支援策について、前年度の実施内容やその効果、加えて新たな支援などを検証した上で、地方最低賃金審議会に必要な情報を示すなど、実効性のある審議が行われるよう要望する。

また、地方最低賃金審議会において地域の実情を踏まえた審議を行うためには、企業の経営状況（倒産・廃業の実態や予測）、金融機関からの借入状況など幅広いデータが必要である。中央最低賃金審議会において、民間の調査情報機関のデータも含め、必要な情報を収集・整理し、地方最低賃金審議会に提供いただきたい。特に、最低賃金の引上げの影響が大きい小規模事業者に関するデータの充実をお願いしたい。さらに、各都道府県労働局から提供される影響率等の情報についても、全国共通の項目・分類で整備し、地方最低賃金審議会に提供されたい。

以上の意見があったことを付言する。

別紙

京都府最低賃金を次のとおり改正決定すること。

- 1 適用する地域
京都府の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1 時間 1,180 円
- 5 この最低賃金において賃金に算入していないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
令和 8 年 11 月 16 日

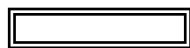
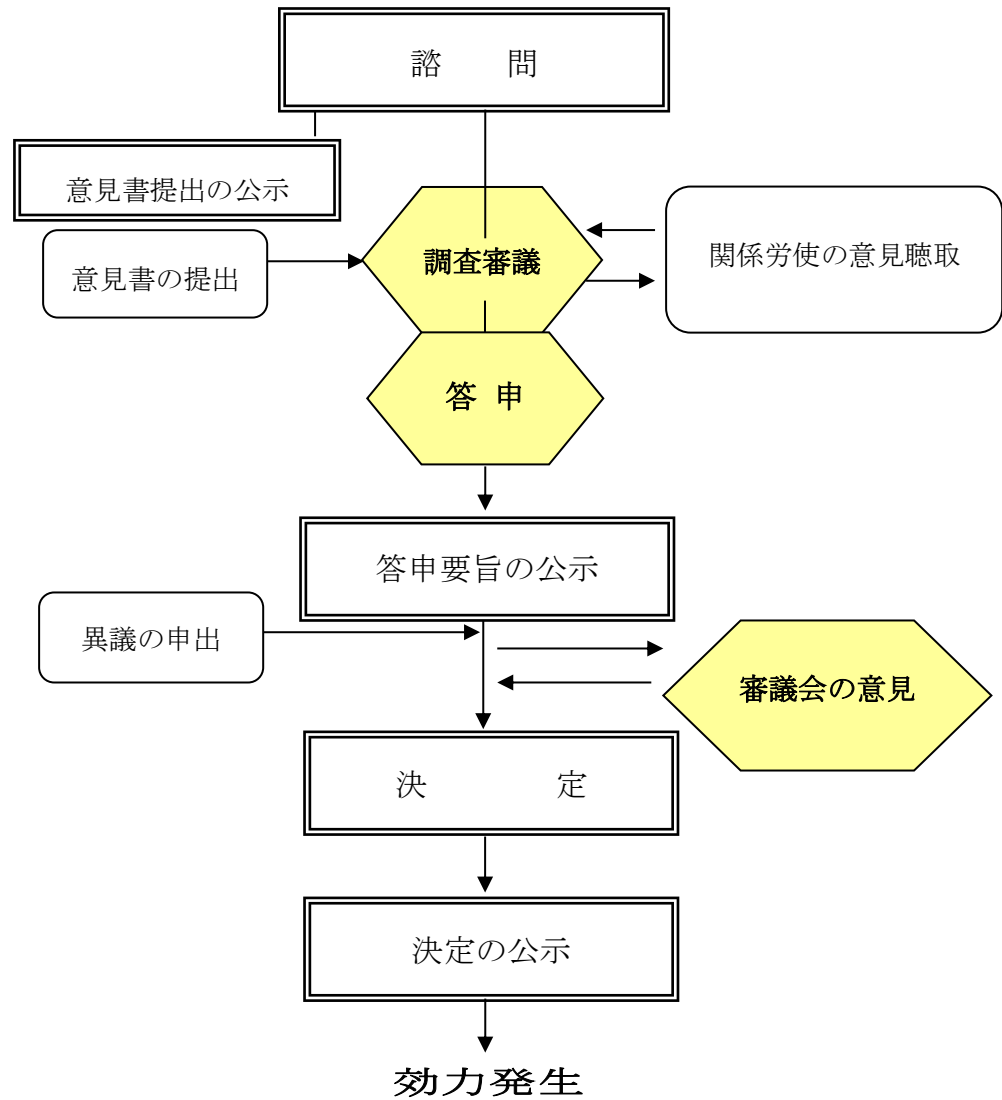
京都府最低賃金の推移

京都労働局 賃金室
令和 8 年 8 月 20 日 作成

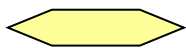
年 度	最低賃金	引上額・率	
	時間額（円）	（円）	率（％）
15	677	0	0.00
16	678	1	0.15
17	682	4	0.59
18	686	4	0.59
19	700	14	2.04
20	717	17	2.43
21	729	12	1.67
22	749	20	2.74
23	751	2	0.27
24	759	8	1.07
25	773	14	1.84
26	789	16	2.07
27	807	18	2.28
28	831	24	2.97
29	856	25	3.01
30	882	26	3.04
元	909	27	3.06
2	909	0	0.00
3	937	28	3.08
4	968	31	3.31
5	1,008	40	4.13
6	1,058	50	4.96
7	1,122	64	6.05
8	1,180	58	5.17

※令和 8 年の時間額1,180円については、今後開催予定の異議の取扱い審議を経て改正額決定となる。

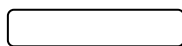
地域別最低賃金の改正決定の手順



都道府県労働局長が行う事項



最低賃金審議会が行う事項



労働者又は使用者が行う事項